

障害者控除適用関係一覧表（所得税法施行令第10条第1項各号および第2項各号より）

号	内容	区分		証明書类等
		(その他の) 障害者	特別障害者	
1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	/		(医師の診断書等)
	児童相談所 知的障害者更正相談所 精神保健福祉センター 精神保健指定医	により知的障害者と判定されたもの 療育手帳の表示が「B」 (知的障害者) の者	療育手帳の表示が「A」 (重度の知的障害者) の者	都道府県知事等の発行する療育手帳
2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害等級が2級又は3級の者	障害等級が1級の者	精神障害者保健福祉手帳
3	身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者	障害の程度が3級以下の者	障害の程度が1級又は2級の者	身体障害者手帳
4	戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度が右記以外の者	障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までの者	戦傷病者手帳
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者	/		厚生労働大臣による認定書 かつ被爆者手帳
6	常に就床を要し、複雑な介護を要する者	/		(医師の診断書等)
7	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずる者として市町村長又は特別区の区長（社会福祉事務所が介護業務を行っている場合は、その長）の認定を受けている者	障害の程度が第1号又は第3号に準ずる者のうち、特別障害者に該当しない者	障害の程度が第1号又は第3号の特別障害者に準ずる者	市町村長等の証明書(*)

(*)佐世保市においては、福祉事務所長が発行する証明書が必要となる